

第 14 回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会次第

日時 令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 2 時～

会場 岡崎市役所 福祉会館 2 階 201 号室

開会

1 議事

（議題）適正な下水道使用料のあり方について

2 閉会あいさつ

3 その他

審議会開催日程について

第 15 回審議会：令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 2 時から午後 4 時

第 16 回審議会：令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 2 時から午後 4 時

第 17 回審議会：令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 2 時から午後 4 時

閉会

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会

第14回審議会

**～ 適正な下水道使用料のあり方について～
（総括原価及び使用料体系について）**

令和7年6月25日

岡崎市上下水道局

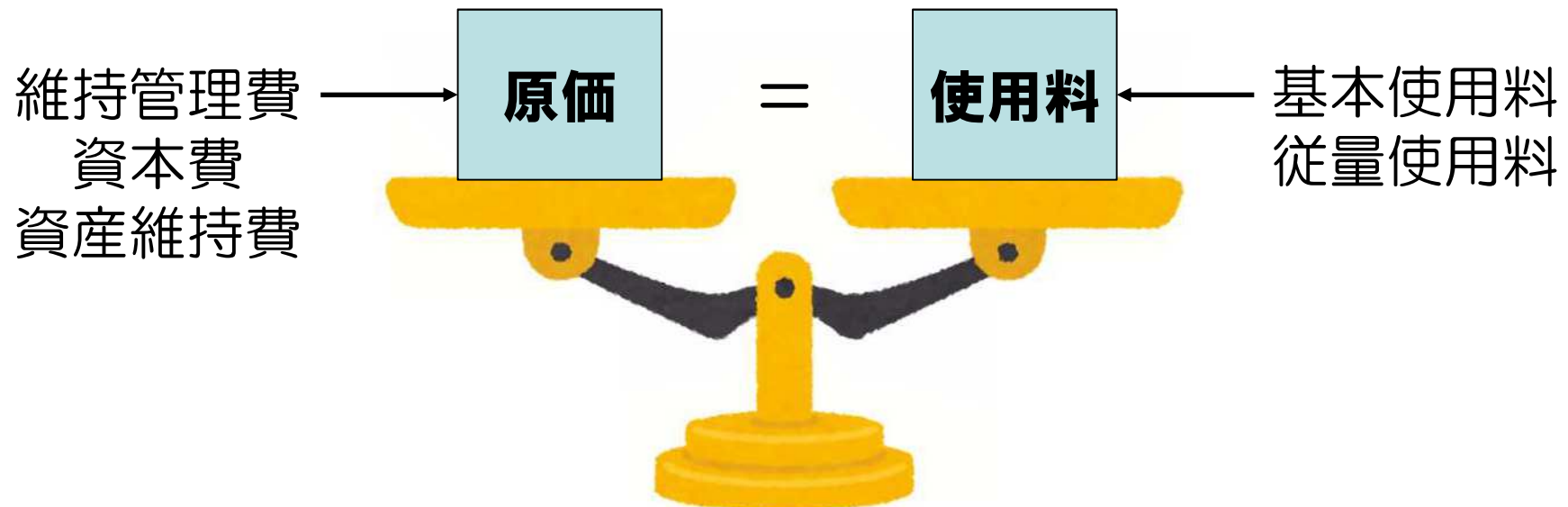
1 総括原価について

1 総括原価方式

事業経営に必要な全ての費用を総括原価として算定し、
総括原価と使用料収入の総額が一致するように使用料を定める

地方公営企業法第21条第2項

料金は（中略）能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。



1 総括原価について

2 維持管理費

汚水処理、施設の維持管理、事業の一般管理に要する経費
約118億円（9～12年度）

（単位：千円）

	R9～12 計		
	総額 A	控除額※ B	使用料対象経費 A－B
維持管理費	15,001,913	3,207,395	11,794,518
管渠費	3,248,292	1,162,039	2,086,253
ポンプ場費	1,883,601	987,975	895,626
水質管理費	186,459	186,459	0
業務費	1,402,675	0	1,402,675
総係費	777,746	265,287	512,459
流域下水道管理 運営費負担金	6,536,204	605,635	5,930,569
雑支出	966,936	0	966,936

※控除額には、雨水処理費に係る一般会計繰入金などが含まれます。

1 総括原価について

3 資本費

施設の整備に要した投資額を回収するための費用
約67億円（9～12年度）

（単位：千円）

	R9～12 計		
	総額 A	控除額※ B	使用料対象経費 A－B
資本費	26,023,791	19,328,864	6,694,927
減価償却費	22,210,927	16,979,077	5,231,850
資産減耗費	152,864	105,184	47,680
支払利息	3,660,000	2,244,603	1,415,397

※控除額には、補助金等に係る長期前受収益及び雨水施設、公共用水域の水質保全のために要する経費に係る一般会計繰入金などが含まれます。

1 総括原価について

4 資産維持費

約11億円（9～12年度）

将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、

実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、

適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するもの

『下水道使用料算定の基本的考え方』（日本下水道協会H29.3.10）より

ストックマネジメント計画
投資計画

⇒ 財政収支計画における算定期間中に必要な使用料収入と使用料対象維持管理費及び資本費の差額

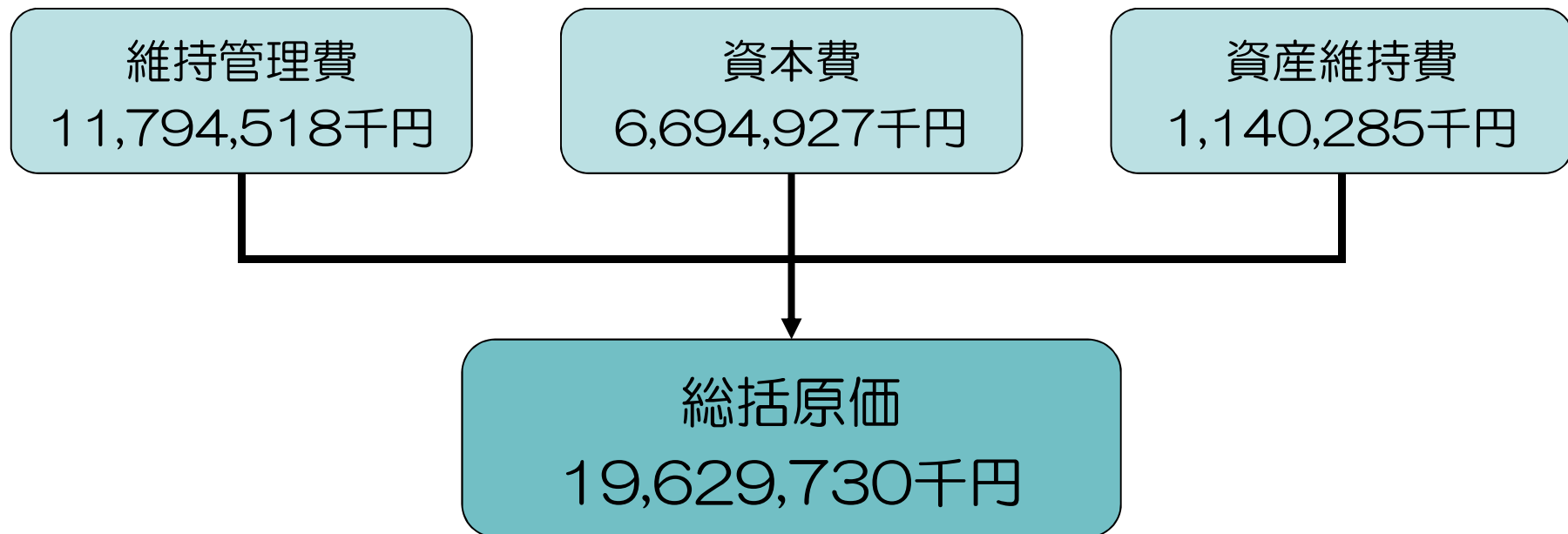
1 総括原価について

4 資産維持費 約11億円（9～12年度）

(1)	期間中必要な使用料収入	19,629,730千円
(2)	期間中の使用料対象維持管理費・資本費	18,489,445千円
ア	維持管理費	11,794,518千円
イ	資本費	6,694,927千円
(3)	期間中必要な資産維持費 (1)－(2)	1,140,285千円

1 総括原価について

5 総括原価



2 使用料体系について

1 めざすべき使用料体系

前回改定時

- ・ 審議会設置前のため、市内部検討により改定案を作成
→ 基本水量の廃止
大口への配慮、小口への配慮により中間従量帯に負担が集中

		H14改定	H21改定	増加額
基本使用料		700 円	700 円	0 円
従量使用料	1～10m ³	-	10 円/m ³	10 円/m ³
	11～25m ³	100 円/m ³	105 円/m ³	5 円/m ³
	26～50m ³	140 円/m ³	165 円/m ³	25 円/m ³
	51m ³ ～	200 円/m ³	210 円/m ³	10 円/m ³

2 使用料体系について

1 めざすべき使用料体系

前回改定時

- 現在に比べて高い従量帯の水量割合が大きい
→ 他の従量帯による補てん、小口の負担軽減が可能

		従量区分				計
		1～10m ³	11～25m ³	26～50m ³	51m ³ ～	
現行 H21～H25	見込有収水量（千m ³ ）	51,723	53,024	25,294	21,730	151,771
	割合（％）	34.1	34.9	16.7	14.3	100
今回 R9～R12	見込有収水量（千m ³ ）	63,532	46,091	10,198	11,763	131,584
	割合（％）	48.3	35.0	7.8	8.9	100

2 使用料体系について

1 めざすべき使用料体系

下水道事業経営の**継続的かつ安定的**な運営が可能となる使用料体系を設定する。

(1)公平に負担を求める体系

下水道施設の規模に応じて整備費や維持管理費が決まるため、**各従量帯の水需要に応じた従量使用料**としていく必要があります。

(2)中立で偏りのない体系

特定の受益者に依存することのない従量使用料としていく必要があります。

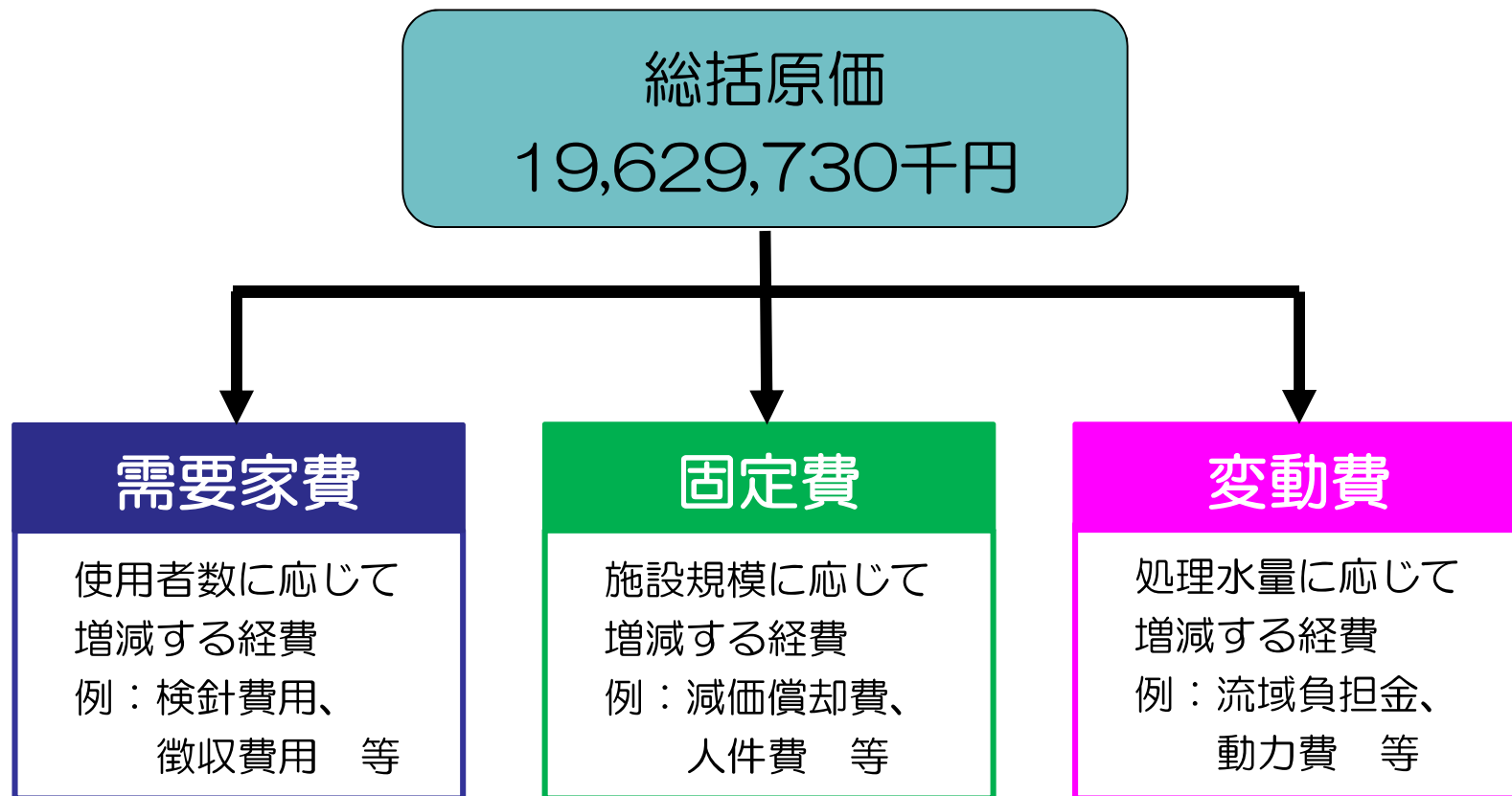
(3)安定した経営につながる体系

安価に設定された低従量帯の従量使用料収入の割合を高めることにより、将来の水需要の減少に影響されにくい体系とし、安定的に事業を運営していく必要があります。

2 使用料体系について

2 総括原価の分解

「下水道使用料算定の基本的考え方」（日本下水道協会H29.3.10）
の経費分解基準により分解する。



2 使用料体系について

2 総括原価の分解

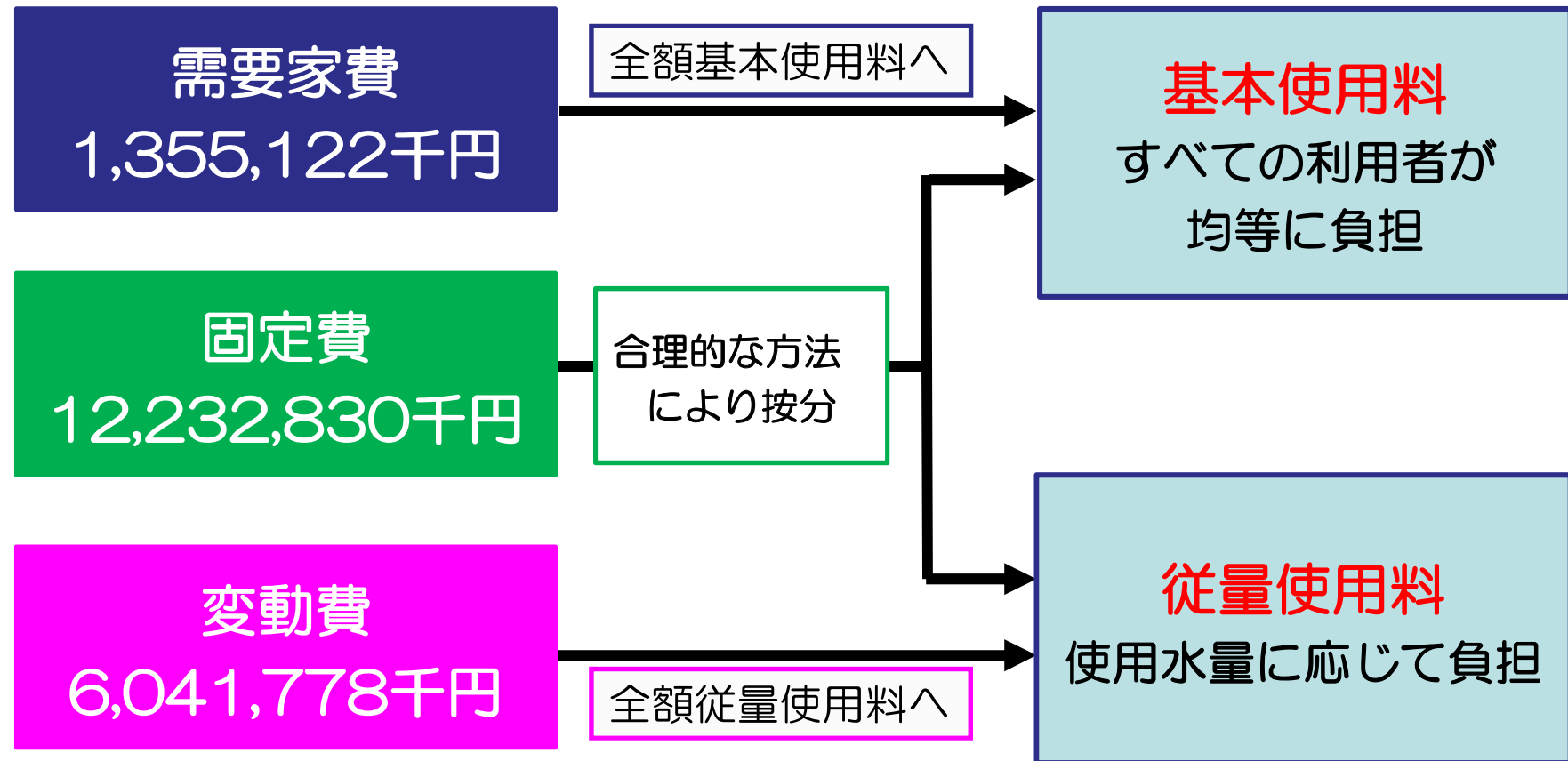
「下水道使用料算定の基本的考え方」（日本下水道協会H29.3.10）
の経費分解基準により分解する。

（単位：千円）

	総額	控除額	使用料対象経費			
	A	B	A - B	需要家費	固定費	変動費
維持管理費	15,001,913	3,207,395	11,794,518	1,355,122	4,397,618	6,041,778
人件費	1,208,854	476,680	732,174	197,951	501,238	32,985
維持管理費	13,793,059	2,730,715	11,062,344	1,157,171	3,896,380	6,008,793
資本費	26,023,791	19,328,864	6,694,927		6,694,927	
減価償却費等	22,363,791	17,084,261	5,279,530		5,279,530	
支払利息	3,660,000	2,244,603	1,415,397		1,415,397	
資産維持費	1,140,285	0	1,140,285		1,140,285	
計	42,165,989	22,536,259	19,629,730	1,355,122	12,232,830	6,041,778

2 使用料体系について

3 総括原価の配賦



2 使用料体系について

3 総括原価の配賦

基本使用料

全ての利用者に均等に負担を求めるもの

水道料金との比較

項 目	水道事業	下水道事業
基本料金・使用料体系	使用水量（ピーク需要）に応じて口径別	一律 口径別の設定なし
ピーク需要に備えた施設余力の経費配分	基本料金で回収 口径別の需要に応じて傾斜配分	従量使用料で回収 累進制 により高従量帯に配分する固定費を増やす

累進制の意義

- ・使用水量の抑制（人口拡大・拡張期）⇒現在には該当しない
- ・ピーク需要の増に伴い増加した固定費を原因者に適切に配賦
⇒現在でも累進制は必要

2 使用料体系について

3 総括原価の配賦 水道料金と下水道使用料の体系比較

水道料金

単位：円（1月当たり金額、税抜き）
※令和7年10月1日以降の新料金体系

口径	基本料金	水量	従量料金
13mm	571	～10m ³	69
20mm	1,094	11～25m ³	136
25mm	1,599	26～50m ³	167
40mm	5,562	51m ³ 超	215
50mm	14,037	～50m ³ 51m ³ 超	167 231
75mm	33,498		
100mm	82,037		
150mm	116,783		
臨時	13から150mmの 各口径と同一	一律	347
特定共用	571	25mm口径以下と同一	

口径ごとの給水能力に応じて基本料金を設定

下水道使用料

※現行の使用料体系

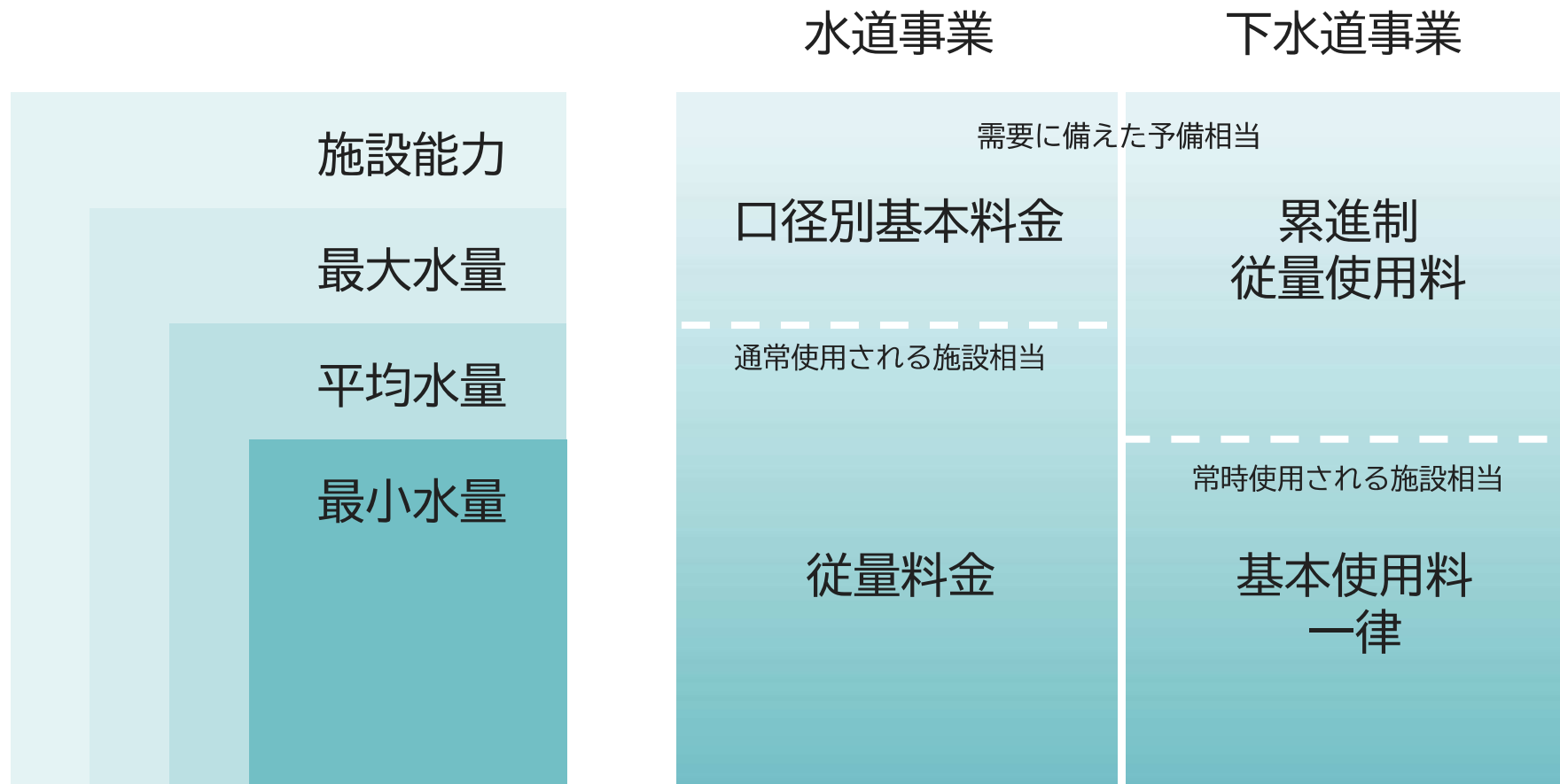
排除汚水量	金額
基本使用料	700
～10m ³	10
11～25m ³	105
26～50m ³	165
51m ³ 超	210

単位：円（1月当たり金額、税抜き）

全使用者一律の基本使用料

2 使用料体系について

3 総括原価の配賦 固定費配賦の概念図



2 使用料体系について

3 総括原価の配賦

固定費の分解

処理能力に対する最小処理水量の割合による

最低限使用する施設に相当する固定費を基本使用料として
公平に負担

処理施設能力 ー 日最低処理水量
従量使用料に配賦

日最低処理水量
基本使用料に配賦

2 使用料体系について

3 総括原価の配賦 固定費の分解

(1) 固定費の総額 12,232,830 千円

(2) 処理施設能力 198,500 m³/日
※岡崎市分申込汚水量

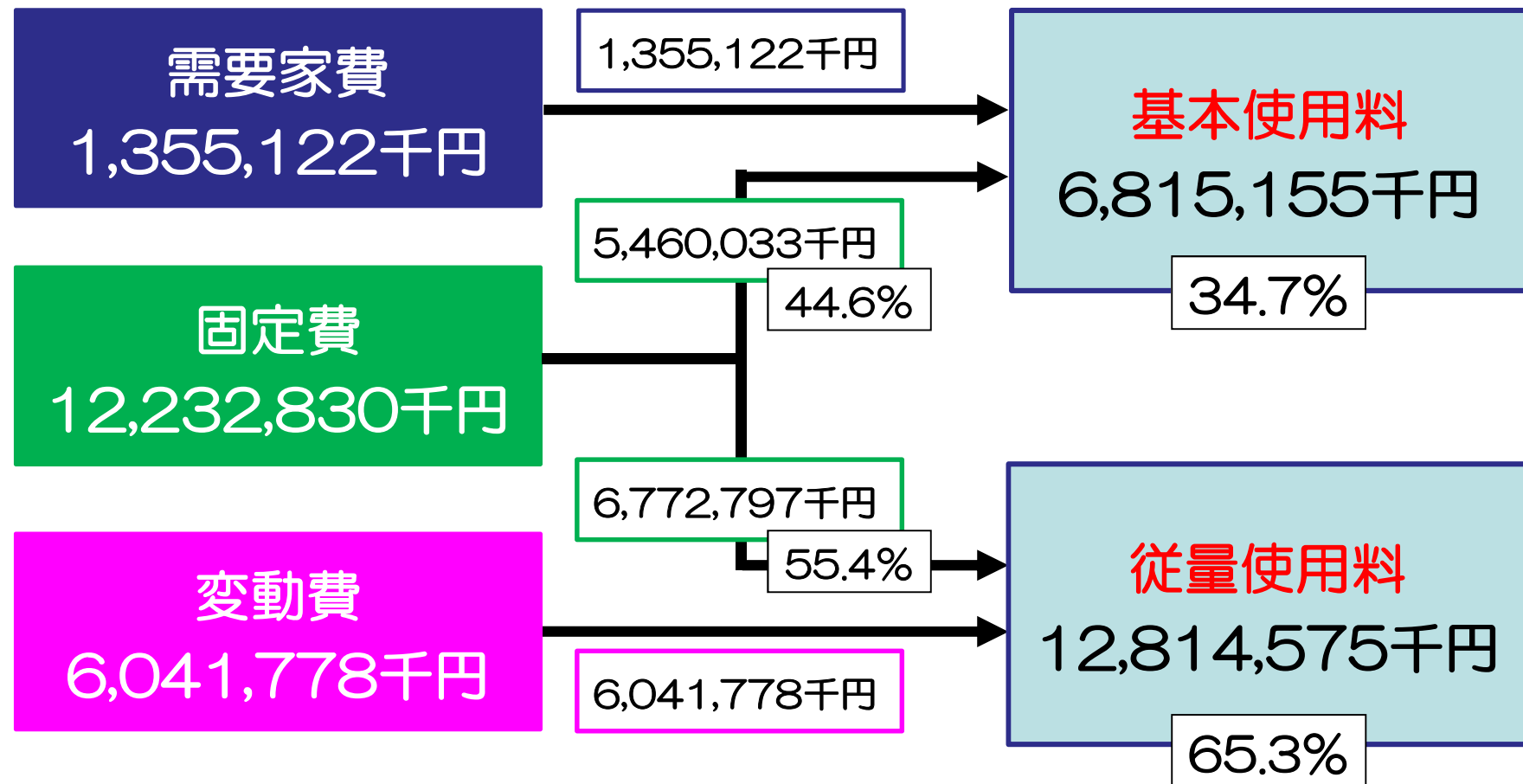
(3) 日最小汚水量 88,599 m³/日
※令和6年度実績（令和7年1月1日）

(4) 基本使用料に配賦する固定費

$$12,232,830 \text{ 千円} \times \frac{88,599 \text{ m}^3/\text{日}}{198,500 \text{ m}^3/\text{日}} = 5,460,033 \text{ 千円}$$

2 使用料体系について

3 総括原価の配賦



2 使用料体系について

4 基本使用料の積算

(1) 見込み調定	7,455,756 件		
(2) 需要家費	1,355,122 千円		
(2) ÷ (1)	181.76 円/件	...	①
(3) 固定費	5,460,033 千円		
(3) ÷ (1)	732.32 円/件	...	②
(4) 基本使用料			
① + ②	914.08 円		
⇒ 端数処理	<u>914 円/件</u>	...	③
(5) 回収不足額			
③ × (1) - ((2) + (3))	594 千円		

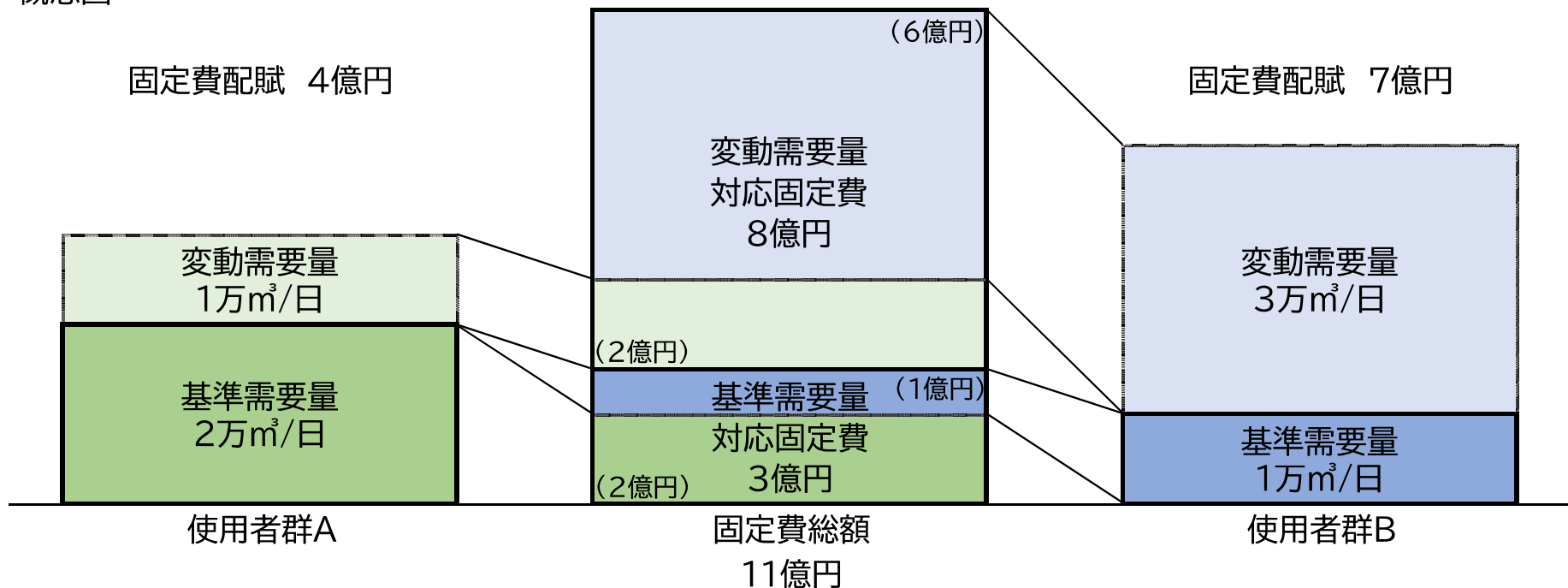
※ 従量使用料対象経費に追加

2 使用料体系について

5 従量使用料の積算 需要の変動に基づく配賦

使用者群（従量帯）ごとの使用水量を基準需要量と変動需要量に分け、大きさに応じて各従量帯にそれぞれ配分する

概念図



2 使用料体系について

5 従量使用料の積算

1	区分	単位	計	1～10m ³	11～25m ³	26～50m ³	51m ³ ～	1
2	規模別水量	m ³	131,583,701	63,532,237	46,090,440	10,197,853	11,763,171	2
3	水量割合	%	100%	48.3%	35.0%	7.8%	8.9%	3
4	固定費	千円	6,773,391	385,763	2,296,568	1,458,781	2,632,279	4
5	1～10m ³	千円	798,967	385,763	279,858	61,921	71,425	5
6	11～25m ³	千円	2,977,626		2,016,710	446,212	514,704	6
7	26～50m ³	千円	2,047,215			950,648	1,096,567	7
8	51m ³ ～	千円	949,583				949,583	8
9	固定費単価	円/m ³	51.48	6.07	49.83	143.05	223.77	9
10	変動費	千円	6,041,778	2,917,137	2,116,282	468,243	540,116	10
11	変動費単価	円/m ³	45.92	45.92	45.92	45.92	45.92	11
12	計	千円	12,815,169	3,302,900	4,412,850	1,927,024	3,172,395	12
13	単価 計	円/m ³	97.39	51.99	95.74	188.96	269.69	13
14	従量使用料調整	従量単価	円/m ³	52	96	189	270	14
15	使用料収入	千円	12,831,808	3,303,676	4,424,682	1,927,394	3,176,056	15
16	回収過不足	千円	16,639	776	11,832	370	3,661	16

2 使用料体系について

6 使用料体系（案）

（税抜）

		現行	改定後	増減額
基本使用料		700 円	914 円	214 円
従量使用料	1～10m ³	10 円/m ³	52 円/m ³	42 円/m ³
	11～25m ³	105 円/m ³	96 円/m ³	△ 9 円/m ³
	26～50m ³	165 円/m ³	189 円/m ³	24 円/m ³
	51m ³ ～	210 円/m ³	270 円/m ³	60 円/m ³

一般家庭 20m³/月の場合

現行 1,850円 ⇒ 改定後 2,394円 （増加額544円）

2 使用料体系について

7 改定額

(税抜)

使用水量	現行	改定後	増加額
10 m ³ /月	800 円	1,434 円	634 円
20 m ³ /月	1,850 円	2,394 円	544 円
30 m ³ /月	3,200 円	3,819 円	619 円
50 m ³ /月	6,500 円	7,599 円	1,099 円
100 m ³ /月	17,000 円	21,099 円	4,099 円

2 使用料体系について

8 めざすべき使用料体系と新使用料体系

項目		めざすべき使用料体系	新使用料体系案
(1)	公平に負担を求める体系	各従量帯の水需要に応じた体系	従量帯毎の使用水量を基に固定費を割り振られた、水需要に応じた公平な体系
(2)	中立で偏りのない体系	特定の受益者に依存することのない体系	日本下水道協会の『下水道使用料算定の基本的考え方』に沿った合理的な検討がなされた、中立で偏りのない体系
(3)	安定した経営につながる体系	将来の水需要の減少に影響されにくい体系	1～10m ³ の低従量帯の収入割合を高めることで、現行の体系と比較して、水需要の減少に影響されづらい体系

2 使用料体系について

9 比較表

10m/月		20m/月		30m/月		50m/月		100m/月	
1 いわき市	1,878	1 いわき市	3,918	1 呉市	6,290	1 呉市	12,350	1 呉市	29,150
2 盛岡市	1,820	2 呉市	3,690	2 いわき市	6,188	2 いわき市	10,948	2 長崎市	28,150
3 長野市	1,663	3 長野市	3,213	3 八戸市	5,152	3 青森市	10,666	3 いわき市	26,548
4 松江市	1,600	4 八戸市	3,142	4 松山市	5,077	4 福山市	10,160	4 青森市	24,766
5 呉市	1,550	5 久留米市	3,116	5 久留米市	5,056	5 倉敷市	9,834	5 高山市	23,900
岡崎市（改定案）	1,434	6 松山市	3,077	6 山形市	5,050	6 盛岡市	9,770	6 倉敷市	23,334
6 岐阜市	1,430	7 盛岡市	3,070	7 青森市	5,026	7 八戸市	9,372	7 八戸市	23,282
7 旭川市	1,418	8 山形市	3,050	8 長野市	4,983	8 松山市	9,205	8 福山市	23,210
8 久留米市	1,406	9 下関市	3,033	9 福山市	4,940	9 秋田市	9,160	9 福島市	22,700
9 鳥取市	1,396	10 長崎市	3,000	10 倉敷市	4,925	10 山形市	9,150	10 盛岡市	22,270
10 姫路市	1,390	11 旭川市	2,978	11 長崎市	4,800	11 姫路市	9,030	11 船橋市	22,010
10 奈良市	1,390	12 松本市	2,860	12 盛岡市	4,770	12 和歌山市	8,994	12 横須賀市	22,003
12 函館市	1,370	13 和歌山市	2,854	13 下関市	4,760	13 福島市	8,950	13 大津市	21,865
13 下関市	1,369	14 秋田市	2,830	14 姫路市	4,730	14 久留米市	8,936	14 秋田市	21,610
14 松本市	1,320	15 青森市	2,826	15 松江市	4,700	15 高山市	8,900	15 豊橋市	21,270
15 高知市	1,300	16 高山市	2,800	16 秋田市	4,640	16 大津市	8,565	16 高知市	21,180
16 松山市	1,286	16 松江市	2,800	17 郡山市	4,633	17 長野市	8,523	17 山形市	21,150
17 八戸市	1,262	18 郡山市	2,787	18 和歌山市	4,574	18 松江市	8,500	岡崎市（改定案）	21,099
18 倉敷市	1,261	19 岐阜市	2,750	19 旭川市	4,538	19 長崎市	8,400	18 姫路市	21,030
19 越谷市	1,240	20 函館市	2,740	20 高山市	4,500	20 郡山市	8,324	19 枚方市	20,590
20 青森市	1,216	21 水戸市	2,718	21 福島市	4,450	21 枚方市	8,290	20 松山市	20,341
21 高山市	1,200	22 倉敷市	2,697	22 松本市	4,400	22 高知市	8,280	21 和歌山市	20,044
21 長崎市	1,200	23 高知市	2,680	23 水戸市	4,378	23 船橋市	8,260	22 久留米市	19,536
23 大津市	1,195	24 大津市	2,665	24 高知市	4,340	24 下関市	8,215	23 松江市	19,000
24 郡山市	1,187	25 福山市	2,660	25 大津市	4,225	25 宮崎市	8,078	24 長野市	18,873
25 金沢市	1,170	26 高崎市	2,648	26 函館市	4,220	26 横須賀市	8,053	25 柏市	18,813
26 水戸市	1,168	27 奈良市	2,630	27 岐阜市	4,210	27 水戸市	8,018	26 郡山市	18,778
27 福井市	1,160	28 福島市	2,600	28 鳥取市	4,176	28 松本市	8,000	27 寝屋川市	18,438
27 甲府市	1,160	29 大分市	2,538	29 宮崎市	4,158	29 鳥取市	7,836	28 甲府市	18,310
29 高松市	1,147	30 鳥取市	2,516	30 横須賀市	4,093	30 豊橋市	7,770	29 水戸市	18,268
30 高崎市	1,138	31 宇都宮市	2,450	31 枚方市	4,090	31 旭川市	7,658	30 鳥取市	18,236
31 和歌山市	1,134	32 横須賀市	2,428	32 大分市	4,068	32 寝屋川市	7,638	31 八尾市	18,230
中核市平均	1,114	中核市平均	2,426	33 宇都宮市	4,050	33 八尾市	7,630	32 東大阪市	18,158
32 福島市	1,100	33 金沢市	2,410	中核市平均	4,025	中核市平均	7,611	中核市平均	18,112
32 宇都宮市	1,100	岡崎市（改定案）	2,394	34 豊橋市	3,970	34 大分市	7,608	33 高崎市	17,878
34 八尾市	1,080	34 福井市	2,380	35 高松市	3,877	岡崎市（改定案）	7,599	34 明石市	17,778
35 横須賀市	1,078	34 枚方市	2,380	36 奈良市	3,870	35 函館市	7,360	35 松本市	17,750
36 山形市	1,050	36 一宮市	2,345	37 佐世保市	3,838	36 宇都宮市	7,250	36 大分市	17,558
37 枚方市	1,040	37 越谷市	2,340	38 八尾市	3,830	37 甲府市	7,210	37 福井市	17,380
38 秋田市	1,020	38 八尾市	2,330	岡崎市（改定案）	3,819	38 柏市	7,163	38 高松市	17,147
39 大分市	1,008	39 高松市	2,267	39 福井市	3,760	39 岐阜市	7,130	39 佐世保市	17,138
40 一宮市	1,005	40 佐世保市	2,238	40 寝屋川市	3,758	40 東大阪市	7,108	40 下関市	17,124
41 柏市	1,003	41 甲府市	2,210	41 一宮市	3,740	41 高松市	7,097	41 岡崎市	17,000
42 船橋市	1,000	42 寝屋川市	2,188	42 船橋市	3,660	42 明石市	7,078	42 高槻市	16,757
43 福山市	990	43 柏市	2,143	43 金沢市	3,650	43 佐世保市	7,038	43 八王子市	16,680
44 豊田市	940	44 豊橋市	2,070	44 越谷市	3,540	44 福井市	6,980	44 宇都宮市	16,250
45 佐世保市	928	45 船橋市	2,010	45 柏市	3,503	45 高槻市	6,857	45 高崎市	15,616
46 寝屋川市	908	46 明石市	1,998	46 高槻市	3,477	46 八王子市	6,680	46 旭川市	15,458
47 高崎市	896	47 高崎市	1,976	47 明石市	3,438	47 一宮市	6,640	47 函館市	15,210
48 川口市	887	48 前橋市	1,960	48 東大阪市	3,428	48 岡崎市	6,500	48 豊田市	14,790
49 豊橋市	870	49 豊田市	1,940	49 甲府市	3,410	49 奈良市	6,350	49 岐阜市	14,780
50 前橋市	860	50 東大阪市	1,898	50 高崎市	3,406	50 高槻市	6,266	50 一宮市	14,140
51 明石市	848	51 八王子市	1,880	51 八王子市	3,280	51 金沢市	6,230	51 金沢市	12,980
52 東大阪市	838	52 岡崎市	1,850	52 岡崎市	3,200	52 豊田市	5,990	52 川崎市	12,600
53 岡崎市	808	53 川口市	1,817	53 豊田市	3,090	53 越谷市	5,940	53 奈良市	12,550
53 鹿児島市	800	54 高槻市	1,787	54 前橋市	3,060	54 前橋市	5,360	54 越谷市	12,540
55 八王子市	780	55 鹿児島市	1,670	55 川口市	2,937	55 川口市	5,177	55 吹田市	11,973
56 高槻市	767	56 西宮市	1,616	56 尼崎市	2,689	56 川崎市	5,100	56 尼崎市	11,849
57 豊中市	751	57 豊中市	1,581	57 豊中市	2,611	56 鹿児島市	5,100	57 鹿児島市	11,800
58 西宮市	726	58 尼崎市	1,559	58 鹿児島市	2,540	58 尼崎市	4,949	58 川口市	11,727
59 吹田市	683	59 那覇市	1,492	59 西宮市	2,506	59 吹田市	4,723	59 前橋市	11,610
60 川崎市	650	60 吹田市	1,463	60 川崎市	2,500	60 豊中市	4,671	60 那覇市	11,197
61 那覇市	622	61 川崎市	1,450	61 吹田市	2,423	61 西宮市	4,486	61 豊中市	10,671
62 尼崎市	609	62 姫路市	1,390	62 那覇市	2,392	62 那覇市	4,397	62 西宮市	9,986

※中核市62市
令和7年4月1日時点

中核市平均
現行
改定案

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会

第14回審議会

**～ 適正な下水道使用料のあり方について～
（使用料体系の調整について）**

令和7年6月25日

岡崎市上下水道局

使用料体系の調整について

1 使用料体系（案）

（税抜）

		現行	改定後	増減額
基本使用料		700 円	914 円	214 円
従量使用料	1～10m ³	10 円/m ³	52 円/m ³	42 円/m ³
	11～25m ³	105 円/m ³	96 円/m ³	△ 9 円/m ³
	26～50m ³	165 円/m ³	189 円/m ³	24 円/m ³
	51m ³ ～	210 円/m ³	270 円/m ³	60 円/m ³

- 11～25m³が減額改定
→ 減額改定にならないよう調整
調整により増加した使用料は1～10m³に反映

使用料体系の調整について

2 調整の検討

(税抜)

		現行	改定後 調整	増加額
基本使用料		700 円	914 円	214 円
従量 使用料	1～10m ³	10 円/m ³	? 円/m ³	? 円/m ³
	11～25m ³	105 円/m ³	105 円/m ³	0 円/m ³
	26～50m ³	165 円/m ³	189 円/m ³	24 円/m ³
	51m ³ ～	210 円/m ³	270 円/m ³	60 円/m ³

使用料体系の調整について

2 調整の検討

1	区分	単位	計	1～10m ³	11～25m ³	26～50m ³	51m ³ ～	1
2	規模別水量	m ³	131,583,701	63,532,237	46,090,440	10,197,853	11,763,171	2
3	水量割合	%	100%	48.3%	35.0%	7.8%	8.9%	3
4	固定費	千円	6,773,391	385,763	2,296,568	1,458,781	2,632,279	4
5	1～10m ³	千円	798,967	385,763	279,858	61,921	71,425	5
6	11～25m ³	千円	2,977,626		2,016,710	446,212	514,704	6
7	26～50m ³	千円	2,047,215			950,648	1,096,567	7
8	51m ³ ～	千円	949,583				949,583	8
9	固定費単価	円/m ³	51.48	6.07	49.83	143.05	223.77	9
10	変動費	千円	6,041,778	2,917,137	2,116,282	468,243	540,116	10
11	変動費単価	円/m ³	45.92	45.92	45.92	45.92	45.92	11
12	計	千円	12,815,169	3,302,900	4,412,850	1,927,024	3,172,395	12
13	単価 計	円/m ³	97.39	51.99	95.74	188.96	269.69	13
14	従量使用料調整	従量単価	円/m ³	46	105	189	270	14
15	使用料収入	千円	12,865,429	2,922,483	4,839,496	1,927,394	3,176,056	15
16	回収過不足	千円	50,260	-380,417	426,646	370	3,661	16

使用料体系の調整について

2 調整の検討

(税抜)

		現行	改定後 調整	増加額
基本使用料		700 円	914 円	214 円
従量 使用料	1～10m ³	10 円/m ³	46 円/m ³	36 円/m ³
	11～25m ³	105 円/m ³	105 円/m ³	0 円/m ³
	26～50m ³	165 円/m ³	189 円/m ³	24 円/m ³
	51m ³ ～	210 円/m ³	270 円/m ³	60 円/m ³

使用料体系の調整について

2 調整の検討

(税抜)

使用水量	現行	改定後 調整	増加額
10 m ³ /月	800 円	1,374 円	574 円
20 m ³ /月	1,850 円	2,424 円	574 円
30 m ³ /月	3,200 円	3,894 円	694 円
50 m ³ /月	6,500 円	7,674 円	1,174 円
100 m ³ /月	17,000 円	21,174 円	4,174 円

使用料体系の調整について

3 比較

(税抜)

		現行	改定後	改定後 調整
基本使用料		700 円	914 円 (+214円)	914 円 (+214円)
従量 使用料	1～10m ³	10 円/m ³	52 円/m ³ (+42円/m ³)	46 円/m ³ (+36円/m ³)
	11～25m ³	105 円/m ³	96 円/m ³ (△ 9円/m ³)	105 円/m ³ (0円/m ³)
	26～50m ³	165 円/m ³	189 円/m ³ (+24円/m ³)	189 円/m ³ (+24円/m ³)
	51m ³ ～	210 円/m ³	270 円/m ³ (+60円/m ³)	270 円/m ³ (+60円/m ³)

使用料体系の調整について

3 比較

(税抜)

使用水量	現行	改定後	改定後 調整
10 m ³ /月	800円	1,434円 (+634円)	1,374円 (+574円)
20 m ³ /月	1,850円	2,394円 (+544円)	2,424円 (+574円)
30 m ³ /月	3,200円	3,819円 (+619円)	3,894円 (+694円)
50 m ³ /月	6,500円	7,599円 (+1,099円)	7,674円 (+1,174円)
100 m ³ /月	17,000円	21,099円 (+4,099円)	21,174円 (+4,174円)

使用料体系の調整について

3 比較

※中核市62市
令和7年4月1日時点

	10㎡/月	20㎡/月	30㎡/月	50㎡/月	100㎡/月				
1 いわき市	1,878	1 いわき市	3,918	1 呉市	12,350	1 呉市	29,150		
2 盛岡市	1,820	2 呉市	3,690	2 いわき市	6,188	2 いわき市	28,150		
3 長野市	1,663	3 長野市	3,213	3 八戸市	5,152	3 青森市	10,666	3 いわき市	26,548
4 松江市	1,600	4 八戸市	3,142	4 松山市	5,077	4 福山市	10,160	4 青森市	24,766
5 呉市	1,550	5 久留米市	3,116	5 久留米市	5,056	5 倉敷市	9,834	5 倉敷市	23,900
岡崎市（改定案）	1,434	6 松山市	3,077	6 山形市	5,050	6 盛岡市	9,770	6 倉敷市	23,330
6 岐阜市	1,430	7 盛岡市	3,070	7 青森市	5,026	7 八戸市	9,372	7 八戸市	23,280
7 旭川市	1,418	8 山形市	3,050	8 長野市	4,983	8 松山市	9,205	8 福山市	23,210
8 久留米市	1,406	9 下関市	3,033	9 福山市	4,940	9 秋田市	9,160	9 福島市	22,700
9 鳥取市	1,396	10 長崎市	3,000	10 倉敷市	4,925	10 山形市	9,150	10 盛岡市	22,270
10 姫路市	1,390	11 旭川市	2,978	11 長崎市	4,800	11 姫路市	9,030	11 船橋市	22,010
10 奈良市	1,390	12 松本市	2,860	12 盛岡市	4,770	12 和歌山市	8,994	12 横須賀市	22,000
岡崎市（改定案調整）	1,374	13 和歌山市	2,854	13 下関市	4,760	13 福島市	8,950	13 大津市	21,860
12 函館市	1,370	14 秋田市	2,830	14 姫路市	4,730	14 久留米市	8,936	14 秋田市	21,610
13 下関市	1,369	15 青森市	2,826	15 松江市	4,700	15 富山市	8,900	15 豊橋市	21,270
14 松本市	1,320	16 富山市	2,800	16 秋田市	4,640	16 大津市	8,565	16 高知市	21,180
15 高知市	1,300	16 松江市	2,800	17 郡山市	4,633	17 長野市	8,523	岡崎市（改定案調整）	21,170
16 松山市	1,286	18 郡山市	2,787	18 和歌山市	4,574	18 松江市	8,500	17 山形市	21,150
17 八戸市	1,262	19 岐阜市	2,750	19 旭川市	4,538	19 長崎市	8,400	岡崎市（改定案）	21,090
18 倉敷市	1,261	20 函館市	2,740	20 富山市	4,500	20 郡山市	8,324	18 姫路市	21,030
19 越谷市	1,240	21 水戸市	2,718	21 福島市	4,450	21 枚方市	8,290	19 枚方市	20,590
20 青森市	1,216	22 倉敷市	2,697	22 松本市	4,400	22 高知市	8,280	20 松山市	20,340
21 富山市	1,200	23 高知市	2,680	23 水戸市	4,378	23 船橋市	8,260	21 和歌山市	20,040
21 長崎市	1,200	24 大津市	2,665	24 高知市	4,340	24 下関市	8,215	22 久留米市	19,530
23 大津市	1,195	25 福山市	2,660	25 大津市	4,225	25 宮崎市	8,078	23 松江市	19,000
24 郡山市	1,187	26 宮崎市	2,648	26 函館市	4,220	26 横須賀市	8,053	24 長野市	18,870
25 金沢市	1,170	27 奈良市	2,630	27 岐阜市	4,210	27 水戸市	8,018	25 柏市	18,810
26 水戸市	1,168	28 福島市	2,600	28 鳥取市	4,176	28 松本市	8,000	26 郡山市	18,770
27 福井市	1,160	29 大分市	2,538	29 宮崎市	4,158	29 鳥取市	7,836	27 寝屋川市	18,430
27 甲府市	1,160	30 鳥取市	2,516	30 横須賀市	4,093	30 豊橋市	7,770	28 甲府市	18,310
29 高松市	1,147	31 宇都宮市	2,450	31 枚方市	4,090	岡崎市（改定案調整）	7,674	29 水戸市	18,260
30 宮崎市	1,138	32 横須賀市	2,428	32 大分市	4,068	31 旭川市	7,658	30 鳥取市	18,230
31 和歌山市	1,134	中核市平均	2,428	33 宇都宮市	4,050	32 寝屋川市	7,638	31 八尾市	18,230
中核市平均	1,114	岡崎市（改定案調整）	2,424	中核市平均	4,029	33 八尾市	7,630	32 東大阪市	18,150
32 福島市	1,100	33 金沢市	2,410	34 豊橋市	3,970	中核市平均	7,611	中核市平均	18,110
32 宇都宮市	1,100	岡崎市（改定案）	2,394	岡崎市（改定案調整）	3,894	34 大分市	7,608	33 宮崎市	17,870
34 八尾市	1,080	34 福井市	2,380	35 高松市	3,877	岡崎市（改定案）	7,599	34 明石市	17,770
35 横須賀市	1,078	34 枚方市	2,380	36 奈良市	3,870	35 函館市	7,360	35 松本市	17,750
36 山形市	1,050	36 一宮市	2,345	37 佐世保市	3,838	36 宇都宮市	7,250	36 大分市	17,550
37 枚方市	1,040	37 越谷市	2,340	38 八尾市	3,830	37 甲府市	7,210	37 福井市	17,380
38 秋田市	1,020	38 八尾市	2,330	岡崎市（改定案）	3,819	38 柏市	7,163	38 高松市	17,140
39 大分市	1,008	39 高松市	2,267	39 福井市	3,760	39 岐阜市	7,130	39 佐世保市	17,130
40 一宮市	1,005	40 佐世保市	2,238	40 寝屋川市	3,758	40 東大阪市	7,108	40 下関市	17,120
41 柏市	1,003	41 甲府市	2,210	41 一宮市	3,740	41 高松市	7,097	41 岡崎市	17,000
42 船橋市	1,000	42 寝屋川市	2,188	42 船橋市	3,660	42 明石市	7,078	42 高槻市	16,760
43 福山市	990	43 旭川市	2,143	43 金沢市	3,650	43 佐世保市	7,038	43 八王子市	16,650
44 豊田市	940	44 豊橋市	2,070	44 越谷市	3,540	44 福井市	6,980	44 宇都宮市	16,250
45 佐世保市	928	45 船橋市	2,010	45 柏市	3,503	45 高槻市	6,857	45 高崎市	15,610
46 寝屋川市	908	46 明石市	1,998	46 高槻市	3,477	46 八王子市	6,680	46 旭川市	15,450
47 高崎市	896	47 高崎市	1,976	47 明石市	3,438	47 一宮市	6,640	47 函館市	15,210
48 川口市	887	48 前橋市	1,960	48 東大阪市	3,428	48 岡崎市	6,500	48 豊田市	14,790
49 豊橋市	870	49 豊田市	1,940	49 甲府市	3,410	49 奈良市	6,350	49 岐阜市	14,780
50 前橋市	860	50 東大阪市	1,898	50 高崎市	3,406	50 高崎市	6,266	50 一宮市	14,140
51 明石市	848	51 八王子市	1,880	51 八王子市	3,280	51 金沢市	6,230	51 金沢市	12,980
52 東大阪市	838	52 岡崎市	1,850	52 岡崎市	3,200	52 豊田市	5,990	52 川崎市	12,600
53 岡崎市	800	53 川口市	1,817	53 豊田市	3,090	53 越谷市	5,940	53 奈良市	12,550
53 鹿児島市	800	54 高槻市	1,787	54 前橋市	3,060	54 前橋市	5,360	54 越谷市	12,540
55 八王子市	780	55 鹿児島市	1,670	55 川口市	2,937	55 川口市	5,177	55 吹田市	11,970
56 高槻市	767	56 西宮市	1,616	56 尼崎市	2,689	56 川崎市	5,100	56 尼崎市	11,840
57 豊中市	751	57 豊中市	1,581	57 豊中市	2,611	56 鹿児島市	5,100	57 鹿児島市	11,800
58 西宮市	726	58 尼崎市	1,559	58 鹿児島市	2,540	58 尼崎市	4,949	58 川口市	11,720
59 吹田市	683	59 那覇市	1,492	59 西宮市	2,506	59 吹田市	4,723	59 前橋市	11,610
60 川崎市	650	60 吹田市	1,463	60 川崎市	2,500	60 豊中市	4,671	60 那覇市	11,190
61 那覇市	622	61 川崎市	1,450	61 吹田市	2,423	61 西宮市	4,486	61 豊中市	10,670
62 尼崎市	609	62 姫路市	1,390	62 那覇市	2,392	62 那覇市	4,397	62 西宮市	9,980

中核市平均
現行
改定案
調整